

令和7年度 第3回関市子ども・子育て会議 議事録

日 時：令和7年9月29日（月）15:00～16:30

場 所：関市役所6階・6-5～7会議室

出席者：（委員会委員）

杉山喜美恵、北瀬美幸、佐藤 敦、山下仁美、鈴木克彦、長尾芳弘、村井義史、
宮本覚道、大岩寿喜子、鈴木専章、河合慶子、向井 昇、遠藤睦史、鈴木義成、
加藤倫子、橋本佳奈

欠席者：亦野裕幸、大野英恵、佐伯義夫、平岡哲也

1 開 会

（事務局）

皆さん、こんにちは。ご案内の時間となりましたので、これより「令和7年度第3回関市子ども・子育て会議」を開催いたします。委員の皆様には、大変ご多忙のところ、また部会員の皆様には部会に引き続き、会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。当会議の進行を務めさせていただきます、子ども家庭課中林です。よろしく願いいたします。これ以降は着座にて失礼します。本会議は公開となっております。今は傍聴の方はいらっしゃいませんが、途中で傍聴の方がいらっしゃるかもしれませんので、ご報告させていただきます。

はじめに、健康福祉部次長森よりご挨拶を申し上げます。

2 健康福祉部次長あいさつ

（次長）

あらためまして皆さんこんにちは。先ほどの部会でもご挨拶をさせていただきましたが、日頃は福祉行政全般に対しまして、ご協力を賜りましてありがとうございます。

今回、こどもの権利条例ということで、これから作っていくところになりますが、私自身もいろんな場で、こどもの意見、高校生の意見のところに接する機会をもって、いろいろ考えているんだなということをつくづく思いましたし、それをぜひ、この関市全体のこととして、施策に反映していくということも、それも大事だなというふうに感じております。

そういった中でこどもの権利条例が、そういったものをしっかり聞けるものになるような形で制定できるのが一番望ましいのかなというふうに考えております。

まだまだ、この関市全体でそのこどもを中心に考えていくという「こどもまんなか社会」というものが浸透しているわけではございませんが、この計画に沿って、いろんな取り組みをする中で、徐々にではありますが、そういったところへ達成できるように進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

あらためまして、当会議委員は名簿のとおり20名の方に委嘱をさせていただいております。名簿は2枚目でございます。本日ご欠席の方は、私立保育園保護者代表亦野様、連合岐阜中濃地域協議会事務局長佐伯様、関商工会議所女性会会長大野様、武儀医師会会長平岡様の4名でございます。委員20名のうち会議出席者16名となり、本日の会議は委員の過半数の方に出席いただいておりますので、関市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定により、会議を開く要件を満たしていることを報告します。

ここで資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

(事務局)

今日の会議の終了時刻は午後5時00分を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。それでは、これからの議事の進行につきましては、杉山会長に進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

3 協議事項

(杉山会長)

それでは次第に沿って進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。ではまず、協議事項といたしまして、こども・若者の権利条例について、事務局の説明をお願いします。

(1) こども・若者の権利条例について

【資料に基づき事務局より説明】

(杉山会長)

ありがとうございます。ではただいまの説明につきまして、ご意見あるいはご質問等をいただきたいと思います。

説明がありましたとおり、条例案の各章ごとに区切って、ご意見やご質問をいただくということになっておりますので、まずは、前文から第1章総則までという形で、ご意見ご質問等をお願いしたいと存じます。はい、いかがでしょうか。前文から総則までであります。

(杉山会長)

事前に資料を配布(送付)いただいておりますから、見ていただき、特になんかということでしょうか。

(鈴木専章委員)

前文の最後の行「まちづくり着実に」を「まちづくりを着実に」に修正してください。

(村井委員)

前文の9行目「インターネット時代におけるプライバシーや情報の安心」について、情報の安心という表記の意味がわかるような、わからないような。

(杉山会長)

確かにそうかもしれませんね。情報の安心。このところをご検討くださいということで、それについてはお答えいただかなくても、検討項目という形でよろしいですか。

(事務局)

はい、よろしいです。

(杉山会長)

ほかにいかがでしょうか。第2章の前までだから、用語の定義も入りますよね。私からも1点ちょっとお伺いしてよろしいでしょうか。第2条第1号で、本市内に居住するっていう形で限定されていますけれども、居住でないといけないですか。在勤とか通勤とか在学とか、そういった方々については、ないということでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。今このようにしておりますが、やはりそれ以外の人もかも含めた方がいいと思いますので、そのように、居住に限らず、対応するような記載にしたいと思います。

(杉山会長)

他の条例ですと、比較的そういう方が多いような気がするので、含めてもらえるといいと思います。次よろしいですか。

(鈴木専章委員)

第2条第3号、保育所、幼稚園のほかにせつかくですから、認定こども園も入れるといいと思います。

(杉山会長)

そういうことですね。よろしくお願いします。

では続きまして、第2章と第3章、こどもの権利の保障から、保障するための役割まで、ご意見やご質問ございましたら、お伺いしたいと思いますが、いかがですか。

(杉山会長)

ちょっとお待ちしている間に私からまた1点ですね、責務と役割ってどんなふうに差別化しておられるのですか。

(事務局)

はい。責務としましては市が行うこととしておりまして、それ以外を役割とそういう使い分けをしております。

(杉山会長)

そうすると保護者の役割の最後に、責務を有するっていうのはちょっと、不適切じゃないでしょうか。

(事務局)

そうですね、すいません。ちょっとそのあたりも含めて、また詳しく見直しをしたいというふう思います。

(杉山会長)

よろしくお願いします。

この、こどもの役割が入っているというのは、関市のまた特色かなっていうふうに思って、面白いかなと思うのですけれども。これ、こどもを先にしたっていうのは、やっぱり意図があるんですよね、きっと。普通だと、先に市の責務が出て、割とやっぱりっていう並びの方が条例に多いと思うのですけど。

(事務局)

そうですね。まずは、ここやっぱりこれは「こども」、「こども・若者」の方がいいのですけども、まず当事者を先にという思いがありまして一番先にしましたが、こういったところも、皆様にご意見いただきながら、決めさせていただけたらと思います。

(杉山会長)

ここは「若者」が入るということでよろしいですね。

ほかにはよろしいでしょうか。

(橋本委員)

これもまたすみません、さきほどからのお話になってしまうのですが、いえ、内容的にはすごく良いし、すごく中高生の皆さんのアンケートも取り入れられていいと思うのですが、さっき市の役割か責務とかっていう話と、ちょっとあちこちの条に重複があるように思います。

例えばですね、4ページの第19条のところに、大人の役割と関わり方みたいな条があって、こっちの役割は何だったっていう感じで、あとは私の感覚としては、そんな責務だからといって、市だけの責任感に入らなくてもいいかなとか、市の役割でいいし、あとちょっと後ろの方も眺めていくと、ほぼ全部に市の役割が、すごい「市は」「市は」となっていますし、「これをします」っていうのが、こっちとこっちでかぶって(重なって) そうだなと。

なんでしょう。あまり市の皆さんが、この条例を見て負担ならないように、もう少しこのところは1つにまとまるなあとか、こうなんでしょう、やっぱりコンパクトにまとめた方が、後々使いやすいし、点検しやすいのではないかと思います。第1章までという範囲を超えちゃっているんですが。

(事務局)

はい、ありがとうございます。さきほどの責務をっていうのが、責任と義務というような意味合いが強いものですから、市は、そこに重きを置いて、それ以外の方、あまりそこは出ないようにしているんですが、今委員がおっしゃったように市以外でも、やはりこの責任、責務をと思っていただいたというご意見の中で、その使い分けは出していきたいと思えますし、この案は、今回お示ししてはいるものの、本当に生まれたてほやほやみたいな感じですので、重複してるところがあると思うんです。本当に、こどもたちの意見をまずできるだけ取り入れて、ひとまず、形として皆さんにご意見いただくかなというふうに思っております。本当に至らない点がたくさんありますので、ここで忌憚のない、そういったご意見をいただきながら、調整していきたいと思えます。

(橋本委員)

すいません、ありがとうございます。この後もどんどん、何でしょう、あちこち重複しててもいいですし、とりあえずはそれぞれのアンケート項目、それぞれの項目に、こどもたちの声が入り入れられている。

まず最大公約のものを作って整理するというのであれば、第2章のところ、こどもたちの意見を見て思ったのが、第5条でお話にあった情報連携、情報連携してほしいところの役割が、財源・人材を確保すると書いてあったのですけれども、声としては、実行状況を公開してほしいところがあって、ちゃんと情報連携をしっかりとくださいという話なので、ちょっとそのあたりが、全体見ても含まれているのか、知的な表現になっているのか、ちょっとわからなかったの、ご確認いただくと嬉しいです。

あと、すいません、先ほど事務局さんからも、ミーティングの説明紹介の中で、9月のこども未来の会議でも、私も参加させていただいて、今どんどん子育て環境が二極化しているという話があって、この「家庭の事情で学びに差が出るのは困る」というところが第6条のところ、反映されているという話なんですけど、これ、愛情をもって養育することが保護者の役割になっているのですが、多分これだけじゃちょっと賄えなくて、今二極化してしまっているの、どのような家庭環境においてもというところが必要で、別のところ、出されているのか、ちょっとそこがまだやっぱりわからなかったの、はい。ちょっと見ていただければありがたいです。

(杉山会長)

どうもありがとうございます。

保護者支援の方ですね、どっちかっていうとね。責務にするか、役割にするか自体は、またご意見があったら、Logo フォームの方にでも書いていただくと、市の方も考えやすいかなと思

ったりします。今後の話ですけれども、通常ですとやっぱり市は責務が多いですよ。使っちゃうとしたら。

(杉山会長)

では次に行きたいと思います。3ページから5ページ途中、第4章と第5章についてご意見を伺おうと思いますので、よろしく願いいたします。

ここですよ。こどもを支える人々の支援ということで、どちらかという先ほどは、保護者の支援みたいなところへ入ってくるのかなと思いますけど。

どうですか。もしかしたら急ってということもあるかもしれないので、またのちほどでも構いませんけれども。

(鈴木専章委員)

第10条で、「人的資源の育成」とありますが、「人材の育成」の方がいいなっていう感じがしますが、どうでしょうか。

(杉山会長)

ご検討ください。いろいろご意見をいただくと、判断材料になりますので。ほかにいかがでしょうか。

(杉山会長)

じゃあ私からちょっと一言。第12条なんですけど、「暑さ対策を講じた」とありますが、その限定をしなくてもいいのではないかと思うんですけど。

(事務局)

はい。特に最近、昨今の猛暑の影響による声が多かったものですから、ちょっとそれに引っ張られてしまったのかもしれませんが。そのあたりもご意見いただきながら、暑さ対策にこだわらないような対応に、変えていきたいと思います。

(杉山会長)

やっぱり普遍性を持ってないと厳しいと思います。

これらについては、もうちょっとじっくり読まないといけない部分もあるかと思しますので、また、Logoフォームでの入力を、ここまでの間にみたいなもので出していただけるんですよ。ちょっとこう思うとか。意見集約はそちらも困られると思うので。

(事務局)

はい。期限を設けまして、後日 Logo フォームの QR コードを皆さんにお送りさせていただき、そちらにまた入力、今日ちょっと言えなかった意見などをいただけたらというふうに思っております。

(杉山会長)

ありがとうございます。ではまず、今日はお気づきの点だけちょっと出していただいてということで、よろしいでしょうか。

どこまで行きましたかね。第12条ですね。自分が発言したんですね。第4章と第5章でお気づきの点をまず出していただけるといいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

多分、先ほど来のお話で、大人の役割などが、突然出てくるっていうあたりのところがありますね。

第19条に大人の定義が出てくるんだから、その第2条になぜ入れないのかということとか、大人という範疇はどこまでなのかというあたり、ちょっと先ほどご意見あったように、保護者の役割とか。大人の役割と関わり方という、そう言った言葉が出てきて、ちょっと条例では、珍しい方と思います。

(事務局)

はい。この第19条の役割につきましては、高校での子ども・若者の権利の講演会をやったときに、生徒からこれに期待する声が出されましたので、関高校ですが、講演会の際に生徒から市長に対してそういう意見がありまして、非常に大事な事かなというふうに感じましたので、子どもも大人の役割と関わり方みたいな、もうちょっと関市らしさみたいなのところもあっていいなど、入れたいなというふうに思いました。

今言われるように、ちょっと重複感とか、そのあたりはもう一度整理しながら、関市らしさっていうのを出していけるように検討していきたいと思います。

(杉山会長)

このあたり、ご検討お願いします。ほかはいかがでしょう。また読んでおいて、ご意見ありましたら、またいただきたいと思います。

では、第6章の方へ入っていきたくと思いますが、ご意見ご質問、いかがでしょうか。

(村井委員)

第23条と第29条が、虐待・体罰の防止など、一部重複があるのではと思います。

(杉山会長)

そういうようなところなので、検討いただければと思います。ほかはいかがでしょう。

(杉山会長)

第30条ですけど、保護者、教職員、職員っていうのを、先ほど第19条で定義したのであれば、ここは大人にしなきゃいけないですかね。もしその大人っていうのを定義するのであれば、第2条の方へ持っていくかどうかというあたりも検討事項になるかなと思います。

では、まだ意見あるかもしれませんが、次に行かせていただきます。第7章と第8章のところですね、ご意見ご質問ありましたら。

(橋本委員)

すいません、この第32条も「市は、市民、保護者、教育関係者等に対し」っていうところが、さっきの実施支援、第30条に移動できるかなという感じ。この第32条も、ここも大人なのか、それももちろん、ここも一緒に持っていってもらおうと、ちょっとまとまって、わかりやすいかなと思います。

(杉山会長)

ほかはいかがですか。

(橋本委員)

すみません、話が前に戻ってしまうのですが、意見が出なかったので、第26条の「通学路点検」についてにらめっこしているのですが、他のところは、災害時支援とか、見守り活動とか、デジタルプライバシー保護とか出たのですが、その点「通学路点検」ってなんかすごく小さくて、今PTAが行っているくらいかなというふう思うのですが、これ私としては、PTAとかに役所じゃなくて、何か別の取り組みをしていくかもしれないということで入れてあるのでしょうか。

(事務局)

こども・若者からの声として、どうしてもやっぱり通学のときの危険みたいな意見がありましたので、ちょっとここは、対外的にちょっとそういうところにフォーカスしてあるのですが、このあたりも委員の皆様からのご意見で、これもブラッシュアップしていきたいなと思います。

(杉山会長)

条例に入れるべき項目と、それから具体的な施策の範囲なのか、そのあたりをどの程度反映させるかっていうことについては、もう少しご意見をいただいた方がブラッシュアップできるかなと思います。

かなりやっぱり具体的な項目が、割と含まれている条例かなっていうふうに思いますし、もちろんそういう条例もありますので、関市としてどういうスタンスでいくかっていうあたりは、ちょっと皆様のご意見があると、市の方も判断しやすいのかなっていうところもありますので、ぜひご意見をLogoフォームの方へでも、いただければと思います。

(事務局)

いま会長がおっしゃられましたように、市の幹部というか、市長をはじめ幹部からは、理念条例にとどまらずというか、総論でいいよねで終わらなくて、やはり実効性がある条例にして欲しいという、そんな思いがありますので、そういった意味では、ある程度もっと具体的なところまで踏み込めると、すごくいいかなというふうには、事務局としては思っております。そういった意味では皆さんからの細かいレベルでも結構ですので、実効性が担保できる、これがあることで

子どもたちが幸せになれるというような、そんな思いでご意見をぜひいただきたいと思います。

(杉山会長)

今の話が聞いて良かったと思いますけれども、関市の条例なので、どういうスタンスで作っていかってということは、ご意見をいろいろ出していただけるといいです。もうあんまりこう入れちゃうと、それこそ状況が変わったときに、また条例を改正しないといけないみたいなことになるとすごく大変なので、そのあたりの判断が結構難しいと思っています。

そのあたりも含めて、ご意見を頂戴できると、というふうに思いますが。

(北瀬委員)

第31条のこれは、評価・検証の項目であってですね、子ども・若者が評価に参加して、機会を確保し、評価結果に基づく施策の改善をします。これは、全体のこの条例から始まり、出てくる様々な事業の評価をして、検証して、次につなげていくっていう大事な項目だと思うのですが、先ほど事務局さんがおっしゃったように、この条例は理念条例に終わらず、実効性に基づくものにしたいということをお聞きして、今現在の、おっしゃった議題だと思うのですが、この33条までの条文の中から出てくる、実際の事業の数なんていうのはいまの時点でイメージしているのかどうかっていうことが知りたいです。

小さいですね、何かその事業の数とか、その事業の種類を分けると、この条文を整理しやすいんじゃないかなということをお聞きして、先ほどからいろいろ、あっちも同じようなことをこっちにも出てくるっていうのを、簡単にその事業立てしてから、こっちの条文につなげていくっていう方法も1つあると。あっちもこっちも出てくることも無くなってくるんじゃないと思いましたが、もし今、大体どのぐらいの部署が関わって、どのぐらいのいろんな機関が関わって、どのぐらいの需要数を見込んでいるというか、予想している、想像しているのかということがわれば、教えていただきたいです。

(事務局)

ありがとうございます。今お答えできるような具体的な数字は、正直持ち合わせておりません。今はそういう、ちょっと取り組み先の方から逆算するという考え方ももちろんありますので、ちょっとそういったところも含めて、もう少し精度を高めていきたいと思っております。

(鈴木専章委員)

5ページの第20条なのですが、見ていると違和感があります。

具体的な施策ということ、先ほど言われましたので、ちょっとこれしかないかなと思うのですが、「市は保護者、教職員、地域の大人等が、子ども・若者とふれあう機会を持てるよう、勤務時間・活動時間の調整を推進するものとする」とあるのですが、どこに対してなのか、下の2行のところを見ると、「事業者・教育機関は」に対して、願いたいということなので、おそらく市の方が事業者や教育機関に対して実施するっていうのは、そうなってくると、勤務時間等で、そこまでのことができるのかっていうようなことがあったりするんですね。

例えばボランティアの関係とか、地域活動とか、そういったことの間係を整備する推進ならいいのしょうけど、具体的な施策ということで考えてみますと、勤務時間っていうのがどうしても気になるのですが、どうでしょう。

(事務局)

はい、ありがとうございます。そうですね、ここはいま委員がおっしゃられたような意図もありまして、大人と子ども・若者の時間を関市内で作りたいという、そういうちょっと考え方の条文なんですけれども。これは、ちょっと勤務時間とか、このあたりにつきましては意見を参考に、ちょっと見直しをしたいと思います。

意図は、市にとどまらず、市内での大人と子ども・若者の関わり方を規定したいというふうに思っております。

(杉山会長)

少しずつブラッシュアップしていかないと思いますので、また、Logo フォームの方にご意見ありましたら、どしどしいただいて、ブラッシュアップの方をしていただいてということによろしいですか。

そうしましたら、またその意見の方、よろしく願いいたします。

(事務局)

こどもの権利条例に関しましては、本日以降も、まだこれも子ども・若者当事者や大人の皆様と、グループワークで意見交流をまだまだやっていますので、そういった意見を、本日いただいた意見と合わせながら、また今の案をもっとブラッシュアップをして、お示ししたいと思しますのでよろしく願います。

(杉山会長)

それでは、報告事項の方に入っていきたいと思います。(1) 保育所等適正化検討について、(2) 子ども誰でも通園制度について、(3) 屋内遊び場施設整備について、まとめて事務局のご説明いただくということによろしく願います。

(1) 保育所等適正化検討について

【事務局より説明】

(1) 保育所等適正化検討についてのご報告でございますが、この全体会の前に、部会を開催させていただきました。

部会にて、保育所等適正化についての答申案を事務局の方でお示しをしまして、委員それぞれの立場でご意見を賜りました。

答申の方針や方向性につきましては、概ねご了承をいただいております。

引き続き、11月の次回の部会には、本日よりもより詳細なスケジュールなどをお示しして、答申案のご承認をいただけるように進めてまいります。

(2) こども誰でも通園制度について

【資料に基づき事務局より説明】

(3) 屋内遊び場施設整備について

【事務局より説明】

続きまして(3)屋内遊び場施設整備につきまして、現状の進捗状況の報告をさせていただきます。現在のところ、引き続き、庁内協議を重ねており、施設整備の場所等について協議を進めているところです。

今年度、基本計画の予算を計上してありますので、今年度中には基本計画の策定業務に動けるように、現在進めているところでございます。

次回の会議のときに、その進捗について報告をさせていただきたいと思いますが、現状のところは以上でございます。

(杉山会長)

ありがとうございました。今の3点の報告について、何かご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

(北瀬委員)

屋内遊び場施設整備について、前回の7月の会議のときに、わかくさ・プラザ全体で考えているってということも確かおっしゃったと思います。学習情報館の3階だけでなく、体育館、総合福祉会館と、全部でわかくさ・プラザでございますので、そういったところもあわせて考えを進めてみえるという認識でよろしいでしょうか。

(事務局)

委員おっしゃるとおりでございます。

(鈴木克彦委員)

すいません、この間僕は、関市のこどもたちの未来を自由に話せるチームとして、これに参加させていただいたのですが、今の居場所に関してですけれども、その時の話で、今の話である関市役所の近辺でとか、市役所の建物とか、その隣りをという話があったんですけど、この間のワーク・話し合いなんかでも、これからもう廃校が決まっている小学校とか、確かに中心部ではないのですが、そういうところを、せっかくだったら利用するのがいいんじゃないかっていう話は出ていたんです。

それも、どうしても行政とすれば、効率化とか、どれぐらい使われているんだという話になってくるかもしれないですけど、逆に言うと、田舎へ行けば行くほど関市の良さがある場所もあると思うんです。山であったり川であったりとか。そういうのを結局、小学校の体育館の大きいところが出てくることがわかっているので、そういうところの利用の検討には入れていただきたい

などと思います。よろしく申し上げます。

(事務局)

ありがとうございます。そういったところ、地域での居場所の必要性も十分、そういう声を聞いておりますので、ご意見を参考に進めていきたいと思っております。

(杉山会長)

ありがとうございました。ほかいかがですか。

それではこれで、ちょっと時間が早いですが、本日の議事は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

引き続き、ご意見の方を闊達に書いていただければと思います。では進行を事務局の方にお返しさせていただきます。

5 その他

(事務局)

ご協議ありがとうございました。

今の報告事項の中で、こども誰でも通園制度につきましては、民間さんの利用時間を4時間とするのかどうかという、給食も挟んでやっていただけないかとか、親子通園のことなどいろいろありますので、これが決まっているということではなく、もう少し柔軟に拡大していけるように、民間の方々と相談しながらやっていきたいと思っております。

また、国や県の方で研修が始まるということも出てくると思うので、こども誰でも通園制度を受け入れるには、保育士の方々に専門的な研修を受けていただかないと、不安が強いということになりますので、そちらの方も準備を進めていきたいというふうに思っております。

それではその他といたしまして事務局から、(1)今後のスケジュールについてと、(2)子ども・子育て会議委員の承諾書の提出について、ご説明させていただきます。

(1) 今後のスケジュールについて

【資料に基づき事務局より説明】

(2) 子ども・子育て会議委員の承諾書の提出について

【事務局より説明】※記載省略

(事務局)

協議・報告事項とは別に、何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それではちょっと時間が早いですが、いつも伸びてしまうので、早く終わる分にはいいかなと思います。

6 閉 会

(事務局)

これもちまして、令和7年度第3回関市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。

以上